税制改正について

１　国外居住親族に係る扶養控除等の見直し

　　令和６年度の住民税から、年齢30歳以上70歳未満の国外居住親族について、次のいずれにも該当しない場合は扶養控除等の適用及び非課税限度額の適用対象から除外されます。

〇留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者

〇障害者

〇その居住者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている者

２　上場株式等の配当所得等に係る課税方式の一致

　　令和６年度分（令和５年分の所得）の申告から特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得の課税方式について町民税・県民税と所得税で一致させることとなり、異なる課税方式を選択することができなくなります。

３　森林環境税の創設

　　森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税及び森林環境譲与税が創設されました。

　　国税である**森林環境税**は、令和６年度から、個人住民税均等割と併せて、**１人年額1,000円**が個人に課税されます。なお、**森林環境税**のみ課税される場合もあります。

　※東日本大震災の教訓を踏まえた緊急防災事業を推進するため、町民税・県民税均等割に1,000円が加算されていましたが、令和５年度で終了となります。

　**森林環境税が課税されない人**

前年の合計所得金額が次の金額の以下の人

1. 扶養親族がない場合

28万円＋10万円

1. 扶養親族がいる場合

28万円×家族数（本人＋同一生計配偶者+扶養親族数）＋10万円＋16万8千円

　　　森林環境税が課税されされない人の基準となる金額は、**個人町県民税の均等割が課税されない人の基準となる金額は異なります**のでご注意ください

令和６年度より森林環境税が始まります。

　森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税及び森林環境譲与税が創設されました。

　国税である森林環境税は、令和６年度から、町県民税均等割と併せて、個人に課税されます。

※東日本大震災の教訓を踏まえた緊急防災事業を推進するため、町県民税均等割に1,000円が加算されていましたが、令和５年度で終了となります。

**森林環境税（年額）：1,000円（※森林環境税のみ課税される場合があります**。）

下記のかたは、森林環境税、町県民税は課税されません。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 森林環境税が課税されないかた | 町県民税が課税されないかた |
| 扶養親族がいない場合 | 28万円+10万円 | 33万円+10万円 |
| 扶養親族がいる場合 | 28万円×家族数（本人+同一生計配偶者+扶養親族数）+10万円+16万8千円 | 28万円×家族数（本人+同一生計配偶者+扶養親族数）+10万円+16万8千円 |

森林環境税が課税されされない人の基準となる金額は、**個人町県民税の均等割が課税されない人の基準となる金額は異なります**のでご注意ください。

問合せ　税務課課税係（⑧番窓口）　電話0224-53-2113